

民生委員・児童委員（主任児童委員）の概要

＜民生委員・児童委員とは＞

- ・民生委員は民生委員法で設置が定められ、厚生労働大臣から委嘱されます。民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼ねています。
- ・民生委員・児童委員の中には、主に児童を担当する主任児童委員がいます。（鳥取市には各地区2名配置）
- ・常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めます。

＜民生委員・児童委員の役割＞

民生委員法で民生委員の職務として以下のとおり規定されています。

- ・住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
- ・生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
- ・福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
- ・社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- ・福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること

また、児童委員の職務として、児童福祉法で、児童及び妊産婦について以下のとおり規定されています。

- ・児童及び妊産婦の生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと
- ・保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
- ・児童及び妊産婦に係る社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- ・児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
- ・児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること

※主任児童委員は、民生委員・児童委員の中から指名され、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当します。（担当区域は持たず、地区全域を担当します。）

＜活動手当＞

民生委員には報酬は支給されませんが、活動に対する実費（旅費等）弁償として年間60,200円の活動手当が市から支給されます。

＜任期＞ 3年（令和7年12月1日～令和10年11月30日）